

震災を踏まえた新規施策、政策見直しについて

平成 24 年 3 月 9 日
国 土 交 通 省

【趣旨】

東日本大震災を踏まえ、「災害には上限がない」ことを認識し、これまでの想定を超える大規模な災害が発生したとしても、「人命が第一」との考えのもと、国民の暮らしや産業・経済活動の被害をできるだけ軽減することを目指す。このため、これまでの「防災」対策に加え、低頻度で大規模な災害に備えたハード・ソフト施策の適切な組み合わせによる「減災」対策を推進するとともに、災害に強い国土構造の再構築等を図る。

また、震災を契機としたエネルギー制約等に対応するため、低炭素・循環型の持続可能な社会の実現を図る。

【震災を踏まえた新規施策、政策見直し】

1 大規模災害の予防対策

低頻度で大規模な災害による被害を軽減するため、最大クラスの外力に対する予防対策に取り組むとともに、住宅・社会資本の耐震化を効率的・重点的に推進する。

例)

・総合的な津波対策の推進

－「津波防災地域づくりに関する法律」【参考資料 1、2】

－ 沖合津波観測体制の強化等による津波警報の精度向上・発表内容の改善【参考資料 3、4】

－ 粘り強い防波堤・防潮堤の導入【参考資料 5】等

・住宅・建築物の耐震性の効率的・重点的向上【参考資料 6、7、8】

－ 住宅エコポイントに耐震改修を行った場合の加算措置の導入

－ 耐震改修・建替への民間資金の導入の促進（不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案）等

・臨海工業地帯の液状化対策等の推進【参考資料 9】

・長周期地震動に関する情報提供、超高層建築物における影響の周知と被害防止対策の推進【参考資料 10】

2 大規模災害発生時の危機管理対策の強化

東海・東南海・南海の3連動地震や首都直下地震、大規模水害等の大規模災害発生時に応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、大規模災害発生時の危機管理対策を強化する。

例)

- ・東海・東南海・南海地震や首都直下地震等を対象とした国土交通省の業務継続計画等の見直し、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の活動体制の強化（活動計画の策定等）、海上保安庁の災害対応体制の強化、広域防災拠点の機能強化【参考資料 11、12、13】
- ・行政機関や公共・公益事業者、医療関係者、民間企業等の合同による広域的な防災訓練の実施【参考資料 11】
- ・東京圏の中核機能のバックアップに関する基礎的な検討の実施【参考資料 14】

3 陸海空が連携した人流・物流の確保

大規模災害発生時に被害拡大を防止するとともに、応急対応や復旧・復興対策を迅速かつ円滑に実施できるよう、広域的なバックアップ体制の構築等による適切なリダンダンシーの確保など、陸海空が連携して人流・物流を確保する。

例)

- ・人流・物流におけるリダンダンシーの確保【参考資料 15、16】
 - － バックアップ体制の構築
 - － 各モード間のアクセス性の改善
 - － ミッシングリンクの解消等
- ・支援物資に係る円滑な物流システムの構築（民間物資拠点の活用、官民の連携・協力体制の構築等）【参考資料 17】

4 地域防災力・企業防災力の向上

大規模災害による甚大な被害を軽減するためには、行政による公助だけでは限界があることから、地域住民や企業等による自助、共助の強化を図る。このため、災害リスクの評価・公表等により住民等の防災意識の啓発を図るとともに、避難や救助・救援に関する訓練の実施等を促進する。

例)

- ・地域ごとの複合的な災害リスクの評価を踏まえた市町村等におけるハザードマップの作成支援とその活用による防災訓練の支援【参考資料 18】
- ・建設関連企業の事業継続計画（BCP）の作成支援、関係者と連携した港湾BCP作成、災害対応の重要な役割を担う地域の建設産業を維持するための「地域維持型契約方式」の導入【参考資料 19、20、21】

5 帰宅困難者・避難者対策

首都直下地震等の発災時には、膨大な数の避難者や帰宅困難者の発生が想定されており、避難所や応急仮設住宅の不足、路上の混雑による混乱や死傷者の発生等が懸念されている。このため、既存施設の避難所としての活用、応急仮設住宅の提供体制の強化、帰宅困難者のための一時滞在場所の確保等を図る。

例)

- ・帰宅困難者・避難者等の安全確保のための退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備・管理等の促進（都市再生特別措置法の一部を改正する法律案）【参考資料 22】
- ・鉄道における帰宅困難者対策【参考資料 23】
- ・応急仮設住宅の供給体制の強化（民間賃貸住宅の円滑な活用のための協定の見直し、応急仮設住宅の円滑な建設に向けたマニュアルの作成）【参考資料 24】

6 低炭素・循環型システムの構築

東日本大震災を契機としたエネルギー制約等に対応するため、今後、省エネルギー対策を強力に推進するとともに、再生可能エネルギーの導入、蓄エネルギー等の取組を進め、持続可能な低炭素・循環型システムの構築を図る。

例)

- ・まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化の推進（都市の低炭素化の促進に関する法律案、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案等）【参考資料 25、26】
- ・公共施設や住宅等の先導的なゼロ・エネルギー化の推進【参考資料 27、28】